

(異議なしと仰ぶ者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よつとより決定いたしました。なお本員
会の審査報告書本会期中に所願いたします。

議長(高橋千春) 日程第十四号多入札の方法に関する契約に関する条例を廃止
する条例案議案第六十五号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読
をいたします。

議案事務局(野崎薫) 朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

市長(石川芳太郎) 議案第六十五号に於いて附説明を申し上げます。今までは
定と値にわかれておりました。が、地方自治法の改正によりそれが廃止
されましたので本議案を提出した次第でございます。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと仰ぶ者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) 次からいたします。議案第六十五号付原案通り決するに即
異議ありませんか。

(異議なしと仰ぶ者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よつと議案第六十五号付原案通り決
いたしました。

議長(高橋千春) 日程第十五号福生町水道事業の契約の方法の特例に関する条例
案、議案第六十六号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読をいた
します。

議案事務局(野崎薫) 朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

市長(石川芳太郎) 議案第六十六号でございます。地方自治法の改正により水道
の契約に関する条例も改正しなければならぬ。本案を提出した次第で

でございます。細部については担当課長から説明いたします。

水道課長(高水求)説明

議長(高橋千春) それより質疑を行います。

大審(大野行夫) 議長

議長(高橋千春) 大審

大審(大野行夫) 水道工事の指定業者によらずでやることに決まっていたが今後

指定業者以外でも工事ができるのか又諸員工事になるのか。

水道課長(高水求) 本管工事等にはかまいません。牧養争入れに準じて行くと

いうことは不適当であるというところから指定競争入れで従来通り

のものをづかいます。

九審(中西虎蔵) 議長

議長(高橋千春) 九審

九審(中西虎蔵) 不動産の買入れ及び借入れについては地方自治法の改正に伴い

マフインのかどうか。

水道課長(高水求) 公営企業法に基づき制定されたものとずれてございますので

自治法に準じてマフインかどうかと考えます。

九審(中西虎蔵) 議長

議長(高橋千春) 九審

九審(中西虎蔵) 自治法改正に基きれた金額が適用されるのかどうか。

水道課長(高水求) 不動産の買入れの借入れについては地方自治法の施行例により

も別であり、金額については議会の議決を得なければならぬ契約と付け別

でございませう。議決を得なければならぬものとの通りでございませう。

議長(高橋千春) これは質疑を終わります。

議長(高橋千春) 次はかりたいします。議案第百六号の厚生委員会に付託

し詳細な審議を願うことにいたします。と思ひますがこれに御異議あり

ませんか。

（異議なしと認むるあり）

議長（高橋千春）開会議事しと認めます。よろしく決定いたしました。から本委員会の審査報告書が本会期中にお預けいたします。

議長（高橋千春）日程第六東京都市町村職員風給組合資産管理組合規約の部を改正する規約案にスパー議案第六十五号を議題に供します。開議を希望し理事者から提案理由の説明を求めます。

町長（石川常太郎）議案第六十五号でございしますが先程の五十九号議案と同じもの（ござい）まして由木材が八王子市と合併し東村町が市に又着村が町になりました関係で提出した次第でございします。細部はスパー担当課長から説明いたします。

総務課長（曾井善次）二の規約改正は町が市に村が町になり由木材が議案第六十五号の議案第六十五号と同じように六月の定例会に議決されたという要望のもとに開提案申し上げた次第でございします。



副議長の通り上の組合がございたのは昭和三十五年十月に共有組合が充足いたしました。それから各町町村で行った職員風給組合というものが新しく地方公共団体共有組合法により解散するとこれに対する資産等の管理組合を組織風給の支給等の資産管理をいたしました。それからということからこの管理組合がございたわけ（ござい）しますが規約中の別表一は組合の町町村名をうたうところあり別表二は町の町名に對する町町村の組合職員八五五区と職員数をうたうところありわけ（ござい）します。先程申し上げましたように三十七年には共有組合法が充足する町町村にスパー単独で風給案例を制定してスパーあつたわけ（ござい）しますがスパー八五五、青梅、武蔵野等町目名体で風給案例を制定してスパーあつたほかの他の町町村にスパー町町村風給組合という名でスパーはたわけ（ござい）してスパー由木材が八五五に入合併し八五五がこれに入スパーあつたというところで二の中にスパー入るわけ（ござい）して町町村名が変り由木材がなくなつた

と一り二とが主で二つあります。

議長(高橋千春)二つより質疑を行います。

(異議なしと仰る者あり)

議長(高橋千春)二つに1つ質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)おわかりいたします。議案第六十八号付原案通り決するに

同意ありとせんか。

(異議なしと仰る者あり)

議長(高橋千春)同意ありと認めます。よって議案第六十八号付原案通り

可決いたしました。

議長(高橋千春)日程十七福生町税外収入督促手数料徴収条例を廃止する

条例案について議案第六十八号を議題に供します。事務局を以て議案の

朗読をいたします。

議案事務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

一男長(石川 孝太郎)議案第六十八号について朗読申し上げます。町民諸君に

対する督促手数料も徴収せず廃止するに、本来条例を提案した次第で

二つあります。

議長(高橋千春)二つより質疑を行います。

(異議なしと仰る者あり)

議長(高橋千春)二つに1つ質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)おわかりいたします。議案第六十八号付原案通り決するに同

意ありとせんか。

(異議なしと仰る者あり)

議長(高橋千春)同意ありと認めます。よって議案第六十八号付原案通り可決い

たしました。

議長(高橋千春)日程第十八福生町風紀取締条例を廃止する条例案。議案第六十八

九号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたします。

議長(高橋千春)野崎薫(朗読)

議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(石川常太郎)議案第六十九号でございしますが、この条例は昭和三十八年に
米人相手の女性が多量に風紀が乱れたためにつくられたものでございしますが
先般防止法が公布施行になりましたので、本条例を廃止しようとするもので
ございします。

議長(高橋千春)これより質疑を行います。

(異議なしと存じます)

議長(高橋千春)これより質疑を行います。

議長(高橋千春)あつかりいたします。議案第六十九号は原案通り決するに即
異議ありませんか。

(異議なしと存じます)

議長(高橋千春)即ち異議なしと認めます。よって議案第六十九号は原案通り可

決いたしました。

議長(高橋千春)日曜第十九保育費援助に关する諸願書、諸願第五号を議題に
供します。事務局をして諸願書の朗読をいたします。

議長(高橋千春)野崎薫(朗読)

議長(高橋千春)朗読議員大野誠員より本趣旨の説明を求めます。

議長(大野行次)議長

議長(高橋千春)大審

議長(大野行次)次の不備と申しますが、所得による単位が保育料の算定には

つかり、家族がをしい四人五人の子供がある家庭と農業所得者との間

係とずかまりはも大きな差があり、二水に對して一部の市町に於いては昨年

より援助にたいしてありまして、福生町に於いては本年より更放し援助願いたし

いらぬ旨のものは本諸願を提出した次第であります。このようにして諸議を各願

いたします。

議長(高橋千春)ニホリ紹介議員の説明に対する質疑を行います。

三番中村国太(議長)

議長(高橋千春)三番

三番中村国太(各席)より甚しく保育料の差がありすぎることをいいます。かニホリ入国基準が根拠をなしているものと思います。所得税を対象とした結果の表れで、固定資産税を入れたら二の不合理的点が解消される。同時にすべりの児童生徒自身とともに健やかに育つこと、生活保護を受ける児童児童に与るにふさわしいです。ニホリ市町村が責任をもつ義務がなされてあり、財政政の許す範囲にあたり、保護者に対して保育料負担の軽減を特にお願いし、現在の人口増に対処して次代を担う児童のために公立の保育園を設置願いたいと要望する次第でございます。

議長(高橋千春)ニホリ質疑を終わります。

議長(高橋千春)おかりいたします。本件については厚生委員会に付託し

詳細な審議を願うことにいたしましたと思います。がニホリに御異議ありませんか。

(異議なしとさぶるあり)

議長(高橋千春)御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお本委員会の審査

報告は本会期にお願いいたします。

議長(高橋千春)日程第三十二(道)道建設に関する諸願書、諸願第六号を議題に供します。事務局をして諸願書の朗読をいただきます。

議長(事務局)野崎 薫(朗読)

議長(高橋千春)紹介議員 杉本議員より本題への説明を求めます。

十番(杉本 吉雄)議長

議長(高橋千春)十番

十番(杉本 吉雄)諸願第六号について説明申し上げます。御存じだと思いますが、本



百三十番地より百三十五番地まで新道筋の所からイササ、ブワフの舗装面に
に開する通りでございすが諸願に先立ち原状を元に戻ました所非常
に悪道路でありまして現在舗装されいながら道路をイササ特に二の道路
が悪いといふ参りました。この点早速に善処してほしいという苦痛も明い
参り出りか。百三十五番地の敷地が考えにより開採したる人、二をこの願へ申し上げる
次第でございします。

議長(高橋千春) 三より起り議員の説明に対する質疑を行います。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 二れに質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) 次からいいたします。本件はスィッチ建設委員会に付託し詳細な
審議を願うことに附異議ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 附異議なしと認めます。よつとより決定いたしました。付託



本委員会の審査報告を本会報中に掲載いたします。

議長(高橋千春) 日程第三、町道舗装に関する諸願書。諸願第一号を議題に供
します。事務局を以て議案の朗読をいたさず。

議長(高橋千春) (野崎 薫) 朗読

議長(高橋千春) 起り議員上石議員より本趣旨の説明を願います。

二番(上石 裕吉) 議長

議長(高橋千春) 二番

二番(上石 裕吉) 朗読右により諸願第一号について朗読申し上げます。本諸願

場所、本町、百六十六番地より志茂三十四十八番地に至る町道五百三十五番地まで二

あります。富貴通りが南側の側にある道路が低いため非常に道が悪い

所でございます。町道当局にも要望してあげたが今にいたるまで一向改善

ありません。財政の苦しいからと申します。か敷え、諸願して又急的に舗

装を願います。次第でございします。

議長高橋千春 二小より紹介議員の説明に対する質疑を行います。

（異議なしと認むるあり）

議長高橋千春 二小に予算案を諮問いたします。

議長高橋千春 ちゅういいたします。本件については建設委員会に付託し詳細

な審議を願うことにいたしますが二小に附異議ありませんか。

（異議なしと認むるあり）

議長高橋千春 附異議なしと認めます。よろさより決定いたしました。か所

委員会の審査報告書本会期中にち願ひいたします。

議長高橋千春 三三を暫時休憩いたします。

休憩午後一時五十分

開議午後二時十分

議長高橋千春 休憩がらうの就る会議を開きます。

議長高橋千春 日程第三十三 夏期手当に関する陳情書 陳情第三号を議題に

供します。事務局をして陳情書の朗読をいたします。

議長事務局（野崎 薫）朗読

議長高橋千春 本陳情書に於て問題外等がありませんか。

一審（神野 藤操）議長

議長高橋千春 二審

一審（神野 藤操）例年の事であり、市の町村との関係もあると思ひます。を担

当委員会に付託し慎重に審議を願ひいたします。

議長高橋千春 ちゅういいたします。本件はハイイブ談話委員会に付託し慎重

な審議を願うことにいたしますが二小に附異議ありませんか。

（異議なしと認むるあり）

議長高橋千春 附異議なしと認めます。よろさより決定いたしました。か所

委員会の審査報告書本会期中にち願ひいたします。

議長高橋千春 日程第三十三 夏期手当に関する陳情書 陳情第三号を議題

に決します。事務局を以て陳情書の朗読をいたします。

議長事務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千寿)にたいし朗読いたしますが二枚について御意見等があり
ましてはどうか。

六番(神野藤操)議長

議長(高橋千寿)六番

六番(神野藤操)先程の陳情書と同じく他の資料との関係があると思ひますの
で担当の委員会に付託し慎重審議を願ひたいと思ひます。

議長(高橋千寿)わかりいたします。本件はついには建設委員会に付託し詳
細な審議を願ひたいにしたいと思ひますが二枚に御異議ありません
か。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千寿)御異議なしと認めます。よろしく決定いたしました。な、所

本委員会の新着報告は本会期中にお願いいたします。

議長(高橋千寿)日程第三十四次対事案に關する陳情書。陳情第四号を議題に
決します。事務局を以て陳情書の朗読をいたします。

議長事務局(野崎 薫)朗読

議長(高橋千寿)本件はついには御意見等がありましてはどうか

九番(中西虎蔵)議長

議長(高橋千寿)九番

九番(中西虎蔵)本件も建設委員会に付託されると思ひますが特に理事者に
預けたいの中部外と三々との格差という点を十分調査していただきたい

事と夏期手当の件には事上の関係にも関係ある件も出ておりますが
非常に難しい点もあり福生町のみの問題で付かるかと考えます。詳細
に検討を加えろと受託生証まで及び審議していく上にあいふの点も疎漏
を欠くことのないよう理事者にあいふも隣接市町村と関係機関を十分調査し

へいたさるゝことを要望いたします。

議長(高橋千春) ありがとうございます。本件については建設委員会に審査を付
託し慎重審議を願へんと思ひますが二水に附屬議案もござんか。

(異議なしとせざるあり)

議長(高橋千春) 附屬議案として扱ひます。よろからう決定いたしました。午後
員会の審査報告を本会期中に願へんいたします。

議長(高橋千春) 追加日程第一昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算案第
号について議案第一号を議題に供します。討論を詳略して理事より提案理
由の説明を求めます。

一町長(石川第大郎) 昭和三十九年度の福生町水道事業会計補正予算案第号について
説明申し上げます。追加額計三万八千五百七十九円七角五厘が資本的支出
でございます。第三期拡張工事に基づき第二期水場拡張の資財及び工事費
と第一水場の修繕申込金による加入料配管用水管の資財と相通りの移動

工事費等でございます。二水らの財源は三十八年度からの利益剰余金を
もつて充当することになります。水道事業の根本は町民に寄つて
ふか使用していただくことですが、年々使用料が増加し、現在の施設
では心細くなつたことでもあります。第三期拡張工事によつて水場の
確保が急務であり、第一水場の整備とともに配水施設の増設が必要であ
るわけでございます。本年度の計画として第二期水場は現在では施設が狭
いので、員会館の敷地内に三万坪程度の配水施設を造り施設の増設を早かり町民の
希望にふたはるべくござります。その点も含めて附屬議案之水が華やか
存じます。詳細については申し付担当課長から説明願ひます。

水道課長(高水求) 説明

議長(高橋千春) 二水より質疑を行います。

一審(大久保一郎) 議長

議長(高橋千春) 一審